

滋賀県公衆衛生学会奨励賞選考要領

1 主 催

滋賀県公衆衛生学会（以下「学会」という。）

2 趣 旨

本県の公衆衛生関係者の専門性を高めることを目的に、意欲的・先駆的かつ継続的に取り組んでいる調査研究に対して奨励することにより本県の公衆衛生の向上に資するために、滋賀県公衆衛生学会奨励賞（以下「奨励賞」という。）を制定する。

3 対 象

学会で発表された調査研究者およびその共同調査研究者とする。

4 選 考

特に下記の点に重点をおく。

(1) 先駆的な調査研究である。

(独自または他府県等の事例を参考にしながら、他に先駆けた調査研究や、新しい領域を切り開くような取り組みである。)

(2) 論旨の明確な調査研究である。

(調査研究に取り組むためのねらい等がしっかりしている調査研究である。)

(3) 実証的な調査研究である。

(調査や継続的な情報の収集等、根拠に基づいた調査研究内容である。)

(4) 今後も継続して、共同で進める調査研究である。

(単発的な取り組みでなく、継続的な調査研究で、なおかつ多くの者と共に取り組んでいる。)

(5) 関係機関等に対しても影響を与える調査研究である。

(他の調査研究機関等に対して、取り組むための意識を啓発するような内容である。)

(6) 将来性が見られる調査研究である。

(今後、調査研究や調査研究者の成長・期待ができる取り組みである。)

5 推薦および決定

(1) 学会の構成団体より具申のあった各専門分野の座長が学会奨励賞候補推薦基準および決定基準に基づき奨励賞候補の演題を推薦する。

(2) 推薦演題の中から、次年度の学会実行委員会において奨励賞演題を決定する。

6 奨励賞

奨励賞候補として推薦のあった演題の中から3演題を限度として選出し、次年度の学会で表彰するとともに、1演題につき金2万円を贈呈する。

7 発表

奨励賞受賞演題等については公益財団法人滋賀県健康づくり財団のホームページ等に掲載し広く公表するとともに、日本公衆衛生学会または日本公衆衛生学会近畿地方会での発表にかかる推薦を行う。

8 贈呈

滋賀県公衆衛生学会長（公益財団法人滋賀県健康づくり財団理事長）が贈呈する。

附則

この要領は、平成16年12月14日から施行する。

この要領は、平成18年12月21日から施行する。

この要領は、平成21年1月5日から施行する。

この要領は、平成23年12月20日から施行する。